

雇用促進税制や賃上げ税制等、経済政策由来の制度の有無について

執筆者：税務士 金 代益（キム・デイク）

韓国の租税関連法のうち、経済政策に関する租税減免に対する内容は、「租税特例制限法」という特別法に定められている。

租税特例制限法の沿革を紐解くと、はじめは、政府の経済発展計画の実施による租税支援の乱発化を防止し、租税減免を一元的に運用するために1965年に「租税減免規制法」が制定され、1998年12月に租税減免規制法の適用期限が満了となることを契機に、中長期的な租税減免を統制・管理することにより課税ベースを拡大することができる制度的メカニズムを提供するため、租税特例制限法に全面的に改編され、現在まで適用されている。

改編された租税特例制限法の改編の内容を見ると、第一に、個別税法と一般法の租税減免規定と重課税条項を移管し、一貫性をもって規定し、第二に、租税減免の既得権化を防ぎ、租税支援のシナジー効果を最大化するために、租税特例制限法そのものを恒久化した。租税支援条項別の無効期限（時限立法）導入で、租税減免の一時性を確保し、第三に、新たな租税減免制度導入、または対象等を拡大、既存の減税の期限が延長された場合は、減税の効果の分析が先行するようになった。

参考までに、租税特例制限法のうち、直接国税に対する内容は、以下の順に構成されている。

第1節 中小企業に対する租税特例

第2節 研究及び人材育成に対する租税特例

第3節 国際資本取引に対する租税特例

第4節 投資促進のための租税特例／雇用支援のための租税特例

第5節 企業構造調整のための租税特例

第6節 金融機関構造調整のための租税特例

第7節 地域間の均衡発展のための租税特例

第8節 公益事業支援のための租税特例

第9節 貯蓄支援のための租税特例

第10節 国民生活の安定のための租税特例／就業奨励のための租税特例／同業企業に対する租税特例／児童奨励のための租税特例／投資共生協力促進のための租税特例

第11節 その他の直接課税の特例

その中で、質問に関連する代表的な内容を以下にまとめる。

1. 統合雇用税額控除

該当課税年度の常時雇用者数が、直前年度の常時雇用者数より増加した場合、その増加した人数に比例して課税年度から2～3年間一定額の税額控除が適用され、若年者、障がい者、60歳以上の労働者の場合は他の労働者よりも多い税額控除が適用され、社会的弱者への配慮も含まれる。

この規制は、増加した従業員数を3年間維持することを要求するフォローアップ管理の対象であり、期間内に正社員の数が増加した場合、控除された税額を支払う必要がある。

2. 中小企業社会保険料控除

当該課税年度における中小企業の正社員数が前年度の正社員数より増加した場合、増額された社会保険料(国民年金、健康保険料等)の一定額を2年間適用する。

この規制は、増加した従業員数を2年間維持することを要求するフォローアップ管理の対象であり、期間中に正社員の数が増加した場合、控除された税額を支払う必要がある。

3. 勤労所得を増加させる企業に対する税額控除

課税年度の正社員数が前年度の正社員数から減少していない法人において、当該課税年度における正社員の平均賃金上昇率が過去3年間の平均賃金上昇率を上回る場合には、当該3年間の平均超過賃金の一定額を適用する。

参考までに、租税特例制限法は一種の租税優遇対策であり、租税法の基本原則である租税平等主義に反する法律とみなすことができるため、租税特例制限法を適用する際には厳密に解釈すべきである。このため、実務上においても、租税特例制限法を適用する際には、同条に規定されている適用要件をより綿密に検討し、保守的に適用している。